犬・猫の譲渡をご希望の方

和歌山県動物愛護センターから犬・猫の譲渡を希望される方は、下記①から②の項目についてご確認ください。該当する項目がある場合には譲渡を受けていただくことができませんのでご了承ください。

- ①現在、すでに犬・猫を飼っている場合、いま飼っている犬・猫と、譲渡を受ける犬・猫の頭数の合計が、成人の数プラス1匹を超えるとき。
- ②現在、すでに犬・猫を飼っている場合、市町村への登録および狂犬病 予防注射が済んでいない*、混合ワクチンが未接種、不妊去勢手術が 済んでいないとき。(※犬のみ)
- ③譲渡申請者が高齢者(65歳以上)の場合、「同居家族」「万一の場合に責任をもって世話をしてくれる人」に64歳以下の人がいないとき。
 - ⇒ 譲渡申請者が高齢者(65歳以上)の場合は、64歳以下の「同居家族」または「万一の場合に責任をもって世話をしてくれる人」に譲渡会で同席をお願いします。

同席が難しい場合には、センターから電話にて同意を得ている旨を確認させていただきます。連絡がつかない等で<mark>確認が取れない</mark>場合は、譲渡を受けることはできません。

その他

●一度に譲渡できる犬・猫の頭数は原則1匹となります。ただし、猫については、雌雄同性または不妊去勢手術済みで、かつ、飼養頭数が上限内であれば2匹譲渡も可能となります。